

安全安心防犯緊急対策補助事業 防犯用品購入や設置に伴う費用を補助

笠間市では、首都圏を中心とする「匿名・流動型」犯罪グループによる強盗事件が多発し、大きな社会問題となっています。このような中、市民生活の上で大きな不安となっていることから、強盗や侵入盗などへの対策として、防犯効果の高い錠前をはじめとした防犯用品購入の補助事業を11月議会にて予算を確保し実施します。

本補助事業の実施により、犯罪被害の防止、防犯力向上や市民の防犯意識の高揚を図り、「安全安心なまちかさま」を目指します。

1. 補助事業概要

笠間市の防犯対策として、居住する住宅または地域管理の集会施設への防犯対策として、昨年度実施した「我が家まるごと防犯対策事業」を拡大し、防犯用品購入や機器設置に伴う費用を補助するものです。

また、茨城県は自動車の盗難の犯罪率が全国4位であることから、ハンドルロック等の防犯用品を新たに対象としました。

2. 補助対象期間 9月1日(日)から令和7年3月14日(金)まで

※申請は令和7年3月14日(金)までに、購入および設置、支払いが完了したもの

3. 補助対象

- ・市内の販売店から購入した防犯用品または市内の業者が施工したもの
- ・住宅は、現に居住用住宅として居住している住居が対象

4. 対象用品

防犯カメラ、防犯フィルム、面格子、ニセ電話防止機能対応電話機、補助錠、ハンドルロック、タイヤロック 等

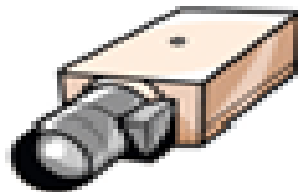
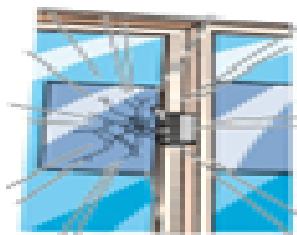
5. 補助率等

合計1万円以上の防犯用品の購入や市内業者により設置工事等をおこなったもので、費用の1/2を補助(100円未満切り捨て)
ただし、補助限度額は10万円

6. 予算額 1,000万円(11月補正対応:予算に達し次第終了)

7. 申請について

- ・世帯主は、令和7年1月10日から令和7年3月14日の期間に申請
- ・その他地域管理の集会施設は、その施設を管理する代表者が申請
- ・領収書、防犯用品を設置した写真を申請用紙に添付
- ・本庁(危機管理課)および各支所(地域課)窓口へ提出



この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 総務部 危機管理課 担当:谷田部(やたべ)

電話番号:0296-77-1101(内線137) ファックス番号:0296-78-0612 e-mail:kikikanri@city.kasama.lg.jp